

## 国際委員会設置規程

- (設置)
- 第 1 条 一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）内に国際委員会を設置する。
- (目的)
- 第 2 条 国際委員会は、公園緑地分野における国際交流等に適切に対処するとともに、世界における公園緑地分野の社会的地位の向上並びに国際社会への貢献に努めること等を目的とする。
- (委員)
- 第 3 条 国際委員会の委員は、次の機関及び団体等に所属する者について、協会会長（以下「会長」という）がこれを委嘱する。
- 国土交通省（1名）
  - 地方公共団体（3名以内）
  - 全国公園協会協議会（1名）
  - 協会理事（3名以内）
  - 公益社団法人 日本造園学会会長
  - 一般財団法人 公園財団理事（1名）
  - 一般財団法人 沖縄美ら島財団理事（1名）
  - 一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会理事（1名）
  - 一般社団法人 日本造園建設業協会理事（1名）
  - 公益財団法人 都市緑化機構理事（1名）
  - 公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会理事（1名）
  - 学識経験者（5名以内）
- 2 委員長は、協会理事の委員の中から会長が指名する。
  - 3 副委員長は、委員長が委員の中から1名を指名する。
  - 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (調査審議事項)
- 第 4 条 第2条の目的を達成していくため、国際委員会は、会長が諮問し又は必要と認める次の事項について調査審議する。
- (1) 国際交流に関する基本的な事項
  - (2) 国際組織との連携に関する事項
  - (3) 委員提案事項
  - (4) 佐藤国際交流賞に関する事項
  - (5) 海外における公園緑地事情に関する事項
  - (6) その他国際交流に関し必要な事項
- (会議)
- 第 5 条 国際委員会の会議（以下「委員会」という。）は、会長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。
  - 4 可否同数のときは、議長がこれを決する。
  - 5 やむを得ない理由のため、委員会に出席できない委員は、所属の機関、団体の他の者を、又は他の出席委員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前3項の規定の適用については、出席とみなす。
- (部会)
- 第 6 条 国際委員会の中に第4条に規定する事項を専ら調査審議するため部会を設けることができる。
- 2 部会の長は、委員の中から委員長が選任し委嘱する。
- (委任)
- 第 7 条 この規程の施行並びに国際委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。
- 附 則  
この規程は、平成 4 年 5 月 20 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

# 佐藤国際交流賞及び同基金に関する規程

## (目的)

第1条 佐藤 昌氏の業績を記念するため、一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の事業として、佐藤国際交流賞（以下「本賞」という。）を設ける。

## (基金の額)

第2条 本賞は、金3,000万円を基金とし、これより生ずる利子を以ってこれに充てる。

## (基金の管理)

第2条の2 基金は、特定資産として金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

## (基金の増額及び取崩し)

第3条 この基金は、協会理事会の議を経て増額することができる。

2 基金は、理事会の議を経て本賞に関する事業を実施するときに限り、取り崩すことができる。

## (基金の処分)

第4条 この基金は、処分することができない。ただし、協会解散の際は、協会定款に定められた協会残余財産の処分に準じてこれを処分するものとする。

## (佐藤国際交流賞の種類)

第5条 本賞は、国際交流功労賞及び国際交流奨励賞の2種別とし、それぞれ次の要件の一に該当する者を対象として選定する。

### (1) 国際交流功労賞

公園緑地分野（公園、庭園、都市緑化、緑地保全及びレクリエーション等。以下同じ。）において、日本と海外諸国との交流の推進に顕著な功績のあった個人及び団体（グループを含む。）

### (2) 国際交流奨励賞

① 公園緑地分野に関する調査、研修、技術協力及び学術研究（大学留学を含む。以下同じ。）のため海外に1年以上滞在しようとし、将来、日本と海外諸国との交流の推進に大きく貢献すると見込まれる日本人

② 公園緑地分野に関する調査、研修、及び学術研究のため日本に1年以上滞在しようとし、将来、日本を含む世界の諸国間の交流の推進に大きく貢献すると見込まれる外国人（表彰及び選定）

第6条 国際交流功労賞は、原則として、毎年度若干名について協会の総会又は協会が主催する全国大会において、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

2 前項の記念品は、当該功労を顕彰するに相応しい水準等を勘案しなければならない。

第7条 国際交流奨励賞は、選定証を授与し、奨励金を交付する。

2 奨励金の額及びその内容については、受賞者ごとに、協会会長がこれを定める。

3 前項の決定に際し、協会会長は、国際委員会の意見を聴取しなければならない。

第8条 協会会長は、本賞を授与しようとするときは、あらかじめ日本国内の行政機関、公益法人、学識経験者等に受賞候補者の推薦を依頼しなければならない。

2 協会会長は、前項の依頼に基づき推薦のあった者のうちから受賞者を決定しなければならない。

3 前項の受賞者の決定に際し、協会会長は、受賞候補者の選考を協会に設置された「国際委員会」に委嘱することができる。

(実施)

第9条 この賞は、平成5年度よりこれを実施する。

附 則

この規程は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

1. 佐藤国際交流賞実施要領（平成5年3月17日施行）は、廃止する。
2. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。